

「定期積金規定」新旧対照表

改定前	改定後
3. (給付補てん金、利息等) (1) ~ (3) 略 <u>(4)</u> 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、払込金額ごとに払込日から解約日の前日までの日数について、初回払込日からの期間が1年未満のものは解約日の普通預金利率、初回払込日からの期間が1年を超えたものは表記記載の利率×60%により計算した利息 (5) 略 <u>(新設)</u> 7. (積金の解約) (1) ~ (3) 略 <u>(新設)</u> <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 第2項、第3項および前項により、この積金口座が解約され残高がある場合、またはこの積金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 <u>(新設)</u>	3. (給付補てん金、利息等) (1) ~ (3) 略 <u>(4)</u> 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合 <u>(第7条第4項により解約する場合を含みます。)</u>、払込金額ごとに払込日から解約日の前日までの日数について、初回払込日からの期間が1年未満のものは解約日の普通預金利率、初回払込日からの期間が1年を超えたものは表記記載の利率×60%により計算した利息 (5) 略 <u>(6)</u> 第7条第4項によりこの積金口座が解約され残高がある場合は、当該残高1,000円以上について付利単位を100円として <u>解約日から払戻日の前日までの日数について、普通預金利率により計算した利息を支払います。</u> 7. (積金の解約) (1) ~ (3) 略 <u>(4)</u> <u>第15条の規定の適用により当行が定期積金の取扱いを廃止したときは、当行は取扱いを廃止した日にこの積金口座を解約できるものとします。なお、当行が本項の規定の適用によりこの積金口座を解約する場合、当行はあらかじめ届出の氏名、住所宛に通知します。</u> <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 第2項、第3項および前項 <u>または第5条第1項乃至第3項の規定</u>により、この積金口座が解約され残高がある場合、またはこの積金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章 <u>ならびに当行が相当と認める本人確認資料</u>を持参のうえ、当店に申出てください。この場合当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 <u>15. (商品の廃止)</u> <u>当行は、事前に店頭への表示その他相当の方法で公表することにより、公表の際に定めた相当の期間の経過後に、定期積金の取扱いを廃止できるものとします。</u>